

## 平成29年度 東大阪市都市計画税の使途状況について

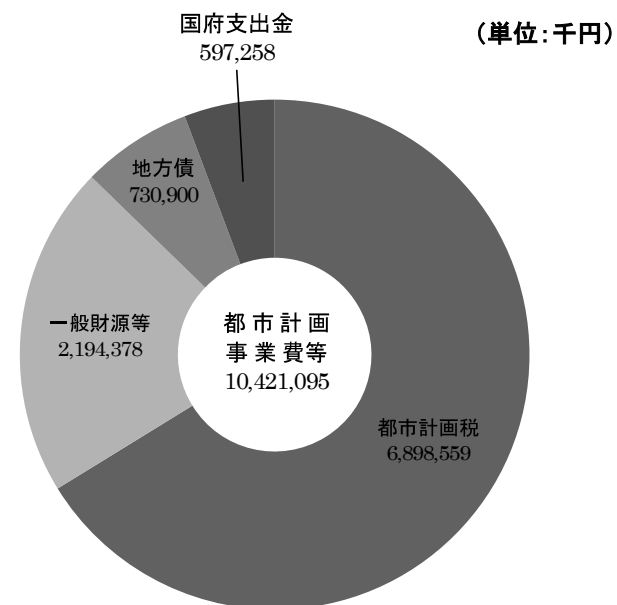
都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用にあてるために、目的税として課税される市税です。主な使途としては、街路整備事業、公園整備事業などがあります。平成29年度の都市計画税(6,898,559千円)は、次のとおり都市計画事業費等(10,421,095千円)の財源として活用しました。

### ◎都市計画事業費等の内訳 (単位:千円)

使途内訳	事業名	事業費
街路整備		424,021
	近鉄奈良線連続立体交差事業 ※近鉄奈良線の八戸ノ里から瓢箪山までの区間を連続立体交差化する事業	175,925
	街路整備事業 ※俊徳道駅前広場など主要幹線道路等の整備を都市計画事業として実施するもの	248,096
公園整備		1,135,148
	公園新設改良事業 ※花園中央公園整備など都市公園を整備する事業	1,135,148
地方債償還		8,861,926
	公債費 ※上記のような都市計画事業における地方債の償還	8,861,926
合計		10,421,095

### ◎都市計画事業費等の財源内訳 (単位:千円)

財源内訳	事業費
都市計画税	6,898,559
一般財源等	2,194,378
地方債	730,900
国府支出金	597,258
合計	10,421,095



## 平成29年度 東大阪市入湯税の使途状況について

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課することができる目的税です。

(単位：千円)

使途内訳	事業費	充当額	主な事業
環境衛生施設整備事業	48,665	38	清掃車両整備事業 環境衛生検査センター整備事業
消防施設整備事業	2,364,371	1,748	消防車両整備事業
観光振興事業	11,069	29	東大阪観光協会への委託
合計	2,424,105	1,815	